

事務連絡
令和6年7月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長 清水 一郎

旅行者と貸切バス事業者との手数料等の取引について（周知依頼）

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
旅行者と貸切バス事業者との手数料等の取引について（周知依頼）、令和6年6月28日付けで国土交通省物流・自動車局旅客課長より別紙のとおり連絡がありました。各都道府県バス協会におかれては、その旨了知されるとともに貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 中尾・三木
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016